無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物取引制度要綱

2026 年 10 月 19 日

株式会社東京金融取引所

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>

Ⅰ．取引関連

1.　取引の仕組み

無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物とは

</td><td>

・　日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レートから指定決定会合間における日次累積複利を計算し、その年率換算数値を 100 から差し引いた数値を金融指標として呼び値を行う市場デリバティブ取引をいう。

（注）

・　「指定決定会合日程」とは、日本銀行における金融政策決定会合の開催日程に基づき、当該金融指標に係る限月取引ごとに本取引所が指定するものをいう。

・　「指定決定会合間」とは、一の指定決定会合日程の最終日の翌営業日からその次の指定決定会合日程の最終日の前営業日までの期間をいう。

・　本取引所は、限月取引ごとに指定決定会合日程及び指定決定会合間を指定し、あらたな限月取引の取引開始に先立ち、公表するものとする。

・　本取引所は、日本銀行における金融政策決定会合の開催日程の変更その他のやむを得ない事由により、指定決定会合日程及び指定決定会合間を変更できるものとする。ただし、あらたな限月取引の取引開始日以降は、当該限月取引に係る指定決定会合日程及び指定決定会合間を変更しないものとする。

・　「無担保コールオーバーナイト物レート」とは、各営業日の翌営業日に日本銀行が確報として公表する無担保コールオーバーナイト物レート（毎営業日）のうち百分率で表示される「平均」の利率とする。

・　「日次累積複利」の計算に際し、対象となる指定決定会合間に属する各休業日についてはその前営業日の無担保コールオーバーナイト物レートを複利計算せずに適用する。

・　「年率換算した数値」は、日次累積複利の対象となる指定決定会合間の暦日数で除し、365 を乗じて計算される百分率の数値（小数点以下第 4 位を四捨五入）とする。

</td><td>

・　金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「法」という。）第 2 条第 21 項第 2 号に規定する市場デリバティブ取引とする。

（例）

金融政策決定会合	2026 年 9 月 17 日（木）・18 日（金） 2026 年 10 月 29 日（木）・30 日（金） 2026 年 12 月 17 日（木）・18 日（金）
指定決定会合間	〔2026 年 10 月限〕 2026 年 9 月 24 日（木）～ 2026 年 10 月 29 日（木） 〔2026 年 12 月限〕 2026 年 11 月 2 日（月）～ 2026 年 12 月 17 日（木）

・　金融政策決定会合とは、日本銀行法第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を議事とする会議をいう。

・　指定決定会合日程は、原則として金融政策決定会合と同日程とする。

</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容	備　　考
2. 限月取引		
(1) 限月取引の数	・取引最終日の日中取引時間帯が属する営業日の翌営業日（日本の銀行休業日にあたるときは、順次繰り下げる。）を決済期日とし、限月取引の数については、日本銀行が公表する金融政策決定会合の開催予定日の公表対象期間及び公表方法等に応じ、本取引所が都度定める。	・現行の日本銀行の金融政策決定会合の開催状況の下においては、翌年の金融政策決定会合の日程が公表される7月末の翌月に翌年の指定決定会合日程を公表し、指定決定会合間が決定した限月取引から取引を開始する。
(2) 取引開始日	・各限月取引の取引開始日は、その日中取引時間帯が当該各限月取引に係る指定決定会合間を本取引所が公表した月の第3月曜日（休業日にあたるときは、順次繰り下げる。）に属する取引日とし、当該取引開始日の日中取引時間帯からあらたな限月取引を開始する。	・取引日とは、本取引所の一営業日の前営業日に開始される夜間取引時間帯の開始時から当該一営業日に開始される日中取引時間帯の終了時までをいう。
(3) 取引最終日	・取引最終日は、その日中取引時間帯が各限月取引における指定決定会合間の最終日の翌営業日（日本の銀行休業日にあたるときは、順次繰り下げる。）に属する取引日とする。	
(4) 限月取引の期間	・各限月取引を上場している期間は、取引開始日における指定決定会合間の期間に合わせて、本取引所がその都度定める。	
3. 取引の成立方法	・オークション方式を原則とする。	・オークション方式とは、個別競争取引手法を示す。
1. 呼び値の付合せ時間	・日中取引時間帯：午前8時45分から午後3時30分までとする。ただし、午前11時30分から午後0時30分までは付合せを行わない。 各限月取引の取引最終日の日中取引時間帯は、午前8時45分から午前9時30分までとする。 ・夜間取引時間帯：午後3時30分から午後8時までとする。	・日中取引時間帯の開始前の 15 分間に、プレオープン時間帯（呼び値の受付専用時間帯）を設ける。 ・日中取引時間帯のうち午前11時30分～午後 0 時 30 分までは注文取消、注文数量削減をできるものとする。 ・本取引所が必要と認める場合には、付合せ時間を臨時に変更することができるものとする。

項　　目	内　　容	備　　考
4. 取引単位、呼び値及び値幅制限		
(1) 取引単位	・1ベーシスポイント（値幅0.01）の価値＝2,500円とする。	
(2) 呼び値	・呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 ・呼び値の表示方法は、小数点以下第3位（1,000分の1単位で表示）とする。 ・呼び値の最小変動幅は、0.001（＝250円）とする。	・プレオープン時間帯中に出される成行呼び値については、寄付条件を付さなければならない。 ・価格の継続性の維持及び取引参加者の誤入力防止の観点から、本取引所は別に定めるところにより、呼び値の受付を拒絶することができる。 ・一度に発注できる数量の上限は99,999枚とする。
5. 取引参加者	・無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物を行おうとする者は、円金利先物取引資格又は円金利先物遠隔地取引資格を取得しなければならない。	
Ⅱ. 清算関連		
1. 証拠金	・顧客が差入れ又は預託する証拠金所要額及び自己取引に係る証拠金所要額については、SPAN®方式 により計算する。 ・SPAN®方式 による証拠金所要額の計算において、本取引所に上場している他の金利先物等取引との間でのリスク相殺を認めることとする。	・SPAN®は、CMEの登録商標である。SPAN®に関する全ての権利はCMEが所有し、本取引所はその使用許可を受けている。いかなる者の SPAN®の使用に関しても、CME は一切その責任を負うものではない。
2. 値洗い	・清算参加者と本取引所間の値洗いは毎取引日行うこととし、本取引所が取引日ごとに定める清算価格を基準として、清算参加者ごとに引直差金及び更新差金を算出し、これを本取引所との間で授受するものとする。 ・非清算参加者と清算参加者間の値洗いは、清算参加者と本取引所間の値洗いに準じて行うものとする。	・引直差金とは、あらたに成立した取引について、当該取引が成立した取引日の清算価格と当該取引の約定価格とを比較して算出した金銭をいう。 ・更新差金とは、前取引日の建玉について、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した金銭をいう。

項　　目	内　　容	備　　考
3. 清算価格	・各限月取引の清算価格は、清算価格を算出する取引日の算出基準時間帯において競争取引により成立した取引（ストラテジー取引により成立したものを除く。）の約定価格と取引数量の加重平均により算出した価格とする。	・算出基準時間帯とは、当該取引日の日中取引時間帯の終了時から当該取引日の夜間取引時間帯の開始時までの間で、当該取引日において本取引所がその都度必要と認める時間帯をいう。 ・算出基準時間帯に約定価格がない場合、又は加重平均により算出した価格が適正でないと本取引所が判断した場合には、本取引所が適正であると認める価格を清算価格とする。
4. 値洗いに係る差金の授受	・清算参加者と本取引所との間の値洗いに係る差金の授受については、支払方となる清算参加者の支払いは差金が生じた日の翌営業日の午前 11 時まで、受取方となる清算参加者の受取りは差金が生じた日の翌営業日の午後 2 時以降に行うものとする。 ・非清算参加者と清算参加者との間の値洗いに係る差金の授受については、清算参加者と本取引所間の値洗いに準じて行うものとする。	
5. 建玉	・新規の売付取引及び買付取引は、それぞれ建玉として算定する。	
6. 転売又は買戻しによる決済	・取引参加者は、転売又は買戻しを行った場合には、当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の午後 5 時まで（取引最終日を迎えた限月取引については午後 4 時まで）に、転売・買戻しの別及び数量を本取引所に申告を行うものとする。本取引所は、当該申告に係る数量を、決済分として、当該取引参加者の建玉（非清算参加者の場合は、清算受託取引に係るその指定清算参加者の建玉）から減じるものとする。	・転売又は買戻しの申告方法は以下の 2 種類の方法とする。 (1) 個別申告（成立した個々の取引ごとに申告を行う方法） (2) 一括申告（自己又は受託の別ごとに各限月取引について申告を行う方法）
7. 最終決済	・各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、決済期日において、差金決済数値（以下「最終決済価格」という。）による最終決済を行うものとする。	
(1) 最終決済価格	・別添「無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物に係る金融指標の算出手法」により算出される数値とする。	・本取引所は、最終決済価格を取引最終日の日中取引時間帯の属する営業日の午後 1 時を目途に公表する。

項　　目	内　　容	備　　考
(2) 最終決済に伴う差金の授受	・ 取引最終日に成立した取引について最終決済価格と当該取引の約定価格とを比較して差が生じたとき、又は前取引日の建玉について最終決済価格と前取引日の清算価格とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に基づき算出される金銭を決済期日に本取引所との間で授受するものとする。 ・ 非清算参加者と清算参加者との間の最終決済に伴う差金の授受は、清算参加者と本取引所との間で行われる方法に準じて行うものとする。	
8. 顧客と取引参加者との間の決済	・ 顧客と取引参加者との間で決済のために授受する金銭の額は、以下のとおりとする。 (1) 転売又は買戻しによる決済 売付取引に係る約定価格と買付取引に係る約定価格との差に基づき算出される金銭 (2) 最終決済 最終決済価格と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差に基づき算出される金銭 ・ 顧客が決済を行う場合に損失が生じているときは、当該損失に相当する金銭を、以下の時限までに取引参加者に支払うものとする。 (1) 転売又は買戻しによる決済 当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日以内の取引参加者が指定する日時 (2) 最終決済 各限月取引における決済期日の翌営業日以内の取引参加者が指定する日時	
9. 清算参加者	・ 無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物に係る本取引所の金融商品債務引受業の相手方となろうとする者は、金利先物等清算資格を取得しなければならない。	
Ⅲ. 手数料関連		
1. 定率手数料	・ 取引参加者が本取引所に納入する定率手数料の額は、原則として 1 取引単位あたり 100 円とする。	・ 消費税等相当額は別途徴収するものとする。
2. 委託手数料	・ 取引参加者が顧客から徴収する委託手数料の額は、あらかじめ当該取引参加者と当該顧客との間で定めるところによるものとする。	

項　　目	内　　容	備　　考
Ⅳ．その他		
1.　ストラテジー取引	・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物について、ストラテジー取引としてカレンダースプレッドを行うことができる。	・ストラテジー取引とは、本取引所が定めるストラテジー取引の種類ごとの組合せに基づく売付取引又は買付取引を同時に成立させる取引をいう。 ・カレンダースプレッドの買付取引とは、同一の市場デリバティブ取引において、期近限月取引の買付取引と期先限月取引の売付取引が1単位ずつ同時に成立するストラテジー取引をいう。 ・呼び値の算出方法は、(期近限月の買付価格)－(期先限月の売付価格)。 (※)カレンダースプレッドの売付取引については、上記記述の中で「買付取引」を「売付取引」と、「売付取引」を「買付取引」と読み替える。
2.　ブロック取引	・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物について、ブロック取引を行うことができる。 ・申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯の終了前の15分間を除いた付合せ時間（午前11時30分から午後0時30分を除く。）とする。 ・ブロック取引の申込数量は1枚以上から可能とする。	・ブロック取引とは、取引参加者が本取引所に対して申込みを行うことにより、オークション方式によらずに、同一限月の売付取引と買付取引とを同時に成立させる取引をいう。
3.　ギブアップ	・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物について、ギブアップ及びテイクアップをすることができる。	・ギブアップとは、取引参加者が自己のなした呼び値により成立させた取引について、その清算を他の取引参加者に行わせることをいう。 ・テイクアップとは、ギブアップに係る取引について、取引参加者がその清算を引き受けることをいう。

項　　目	内　　容	備　　考
4.　値付取引参加者制度	・ 本取引所は、無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物を値付取引参加者制度における指定取引対象とする。	

以　　上

（別添）

無担保コールオーバーナイト日本銀行決定会合間金利先物に係る金融指標の算出手法

金融指標 = 100 － R

$R = \left[\prod_{i=1}^{n} \{1 + (r_i/100) \times (d_i/365)\} - 1 \right] \times (365/D) \times 100$

N　：指定決定会合間に属する営業日数

I　：指定決定会合間に属する各営業日（以下、「対象営業日」）について、初日から時系列に数えてｉ番目の営業日を表す整数

Π　：総乗記号を意味する

（例）$\prod_{i=1}^{n} \alpha_i = \alpha_1 \times \alpha_2 \times \alpha_3 \times \cdots \alpha_n$

r_i　：営業日ｉ日の金利として当該営業日ｉ日の翌営業日に日本銀行が確報として公表する無担保コールオーバーナイト（毎営業日）のうち百分率で表示される「平均」の利率（「TONA」）

（例）当該利率が0.019%である場合、r_i＝0.019

d_i　：r_iが適用される指定決定会合間に属する暦日数

営業日でない暦日（土曜日、日曜日など）は、当該暦日の直前の対象営業日の金利r_iが適用され、暦日数d_iに含める。

（例）対象営業日が月曜日、火曜日、水曜日又は木曜日で翌暦日が営業日の場合、d_i＝1日となる。対象営業日が金曜日で翌月曜日が営業日の場合、d_i＝3日となる。

D　：指定決定会合間に含まれる暦日数。　$\Sigma_{i=1}^{n} d_i$

Rは、小数点以下第4位を四捨五入した数値とする。